

東大和市一般会計減債基金条例の一部を改正する条例

東大和市一般会計減債基金条例（昭和55年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方債」を「市債」に、「を確保し、健全な行政運営に資する」を「に必要な資金を積み立てる」に改める。

第2条中「毎年度一般会計歳入歳出予算」を「一般会計予算」に改める。

第3条第2項中「最も」を「、最も」に改める。

第5条の見出しを「（繰替運用）」に改め、同条中「繰りもどし」を「繰戻し」に、「方法・期間」を「方法、期間」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- （1）経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。
- （2）市債の償還額が他の年度に比較して著しく多額となる年度において、当該償還の財源に充てるとき。
- （3）償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。